

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

うきは市は、一級河川「筑後川」並びに同水系の「隈上川」「巨瀬川」の流域で、また、古くから農業用水路の開拓・普及が進んでおり、水害が生じる恐れがあるエリアである。

うきは市総合防災マップ2019.8によると、多くの事業者が立地する市街地域においては、80%を超える範囲で3mの洪水浸水想定区域となっている。

\*当会の洪水浸水想定区域としては、本所0.5～3m

(土砂災害：ハザードマップ)

うきは市総合防災マップ2019.8によると、当市の山間地区では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が設定されているが、直接被害が及ぶ事業所の立地は少なく、道路の寸断等の二次被害が想定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション地震動予測地図によると、当会が立地する場所において今後30年以内に震度5以上の地震が発生する確率は25.9%、震度6以上は4.7%の確率で発生すると予測されている。

(その他)

市内の筑後川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成24年7月と平成29年7月の九州北部豪雨では、建物・設備の浸水等多大なる被害を及ぼした。この水害で5億円弱の被害総額が発生した。また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降水量は2,100mmと多い一方、夏は猛暑日となることも多い。

併せて、他市町村からの移住・移転による創業が年々増加傾向にあるため、既存事業者のみならず危機管理の周知対策を図る必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症拡大のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても事業活動の停止、風評被害など市民の生命及び健康、経済に影響があった。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,097人

・小規模事業者数 866人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	153	98	市内に広く分布
	建設業	134	128	市内に広く分布
	小売業	272	232	市街地に分布
	卸売業	45	13	市内に広く分布
	飲食・宿泊業	160	110	市街地に分布、筑後川沿いに多い
	サービス業	233	200	市内に広く分布
	その他	100	85	市内に広く分布

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

(会議)

- ・うきは市防災会議（毎年6月頃開催）※令和4年6月6日開催

(訓練・研修)

- ・総合防災訓練の実施（2年に1回隔年実施）※令和4年5月22日開催
- ・防災講習会（自治協・行政区・各種団体を対象に毎年50件ほど実施）※コロナ禍前

(計画)

- ・うきは市地域防災計画（平成18年6月策定）※平成26年6月豪雨災害を受け大幅改定、以降毎年見直しを実施
- ・うきは市備蓄計画（平成26年策定）（平成31年3月改定）※発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄の在り方を定めたもの
- ・うきは市業務継続計画（BCP計画）（平成29年5月策定）（令和4年8月改定）
- ・うきは市災害時受援計画（平成30年12月策定）

(うきは市の今後の取り組み)

- ・全ての行政区において自主防災組織結成（現在158行政区のうち142行政区結成）
- ・自主防災組織活動支援（訓練・講習会等の開催）
- ・うきは市地域防災力事業補助金による防災力向上（資機材整備、防災訓練実施、防災士育成）

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPセミナー（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の開催
- ・事業継続力強化計画作成指導の実施
- ・損保会社との防災に関する企画調整
- ・非常用持出袋（懐中電灯、軍手、ロープ等）と防災備品（救急箱等）の備蓄
- ・うきは市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、うきは市地域防災計画にもとづき緊急時の初動対応、取り組みについて定めている。一方、被災時に関係機関との役割分担や情報共有方法、協力体制のとり方など整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、

また、感染症対策において、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間に発災時における被害情報報告ルートを整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### ＜1. 事前の対策＞

- ・うきは市地域防災計画等との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年3月に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合やジブラルタ生命保険、会員事業所（保険会社）と情報交換・協力し、普及啓発セミナーや損害保険、生命保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎週開催しているうきは市、うきは市商工会定例会議（構成員：当市、当会）により、取組状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜2. 災害後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

### 2) 応急対策の方針の決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有
2週間～3週間	1日に1回共有
4週間～1ヶ月	1日に1回共有
1ヶ月以降	2日に1回共有

・当市で取りまとめた「うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

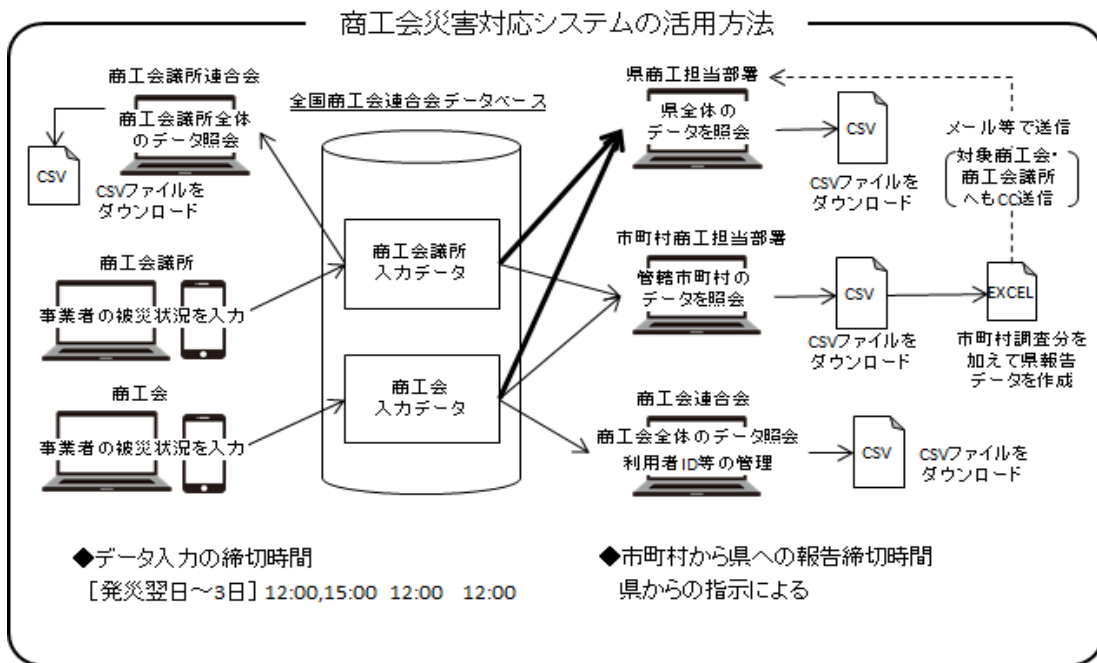
## ＜3. 発災時における連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報

を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。

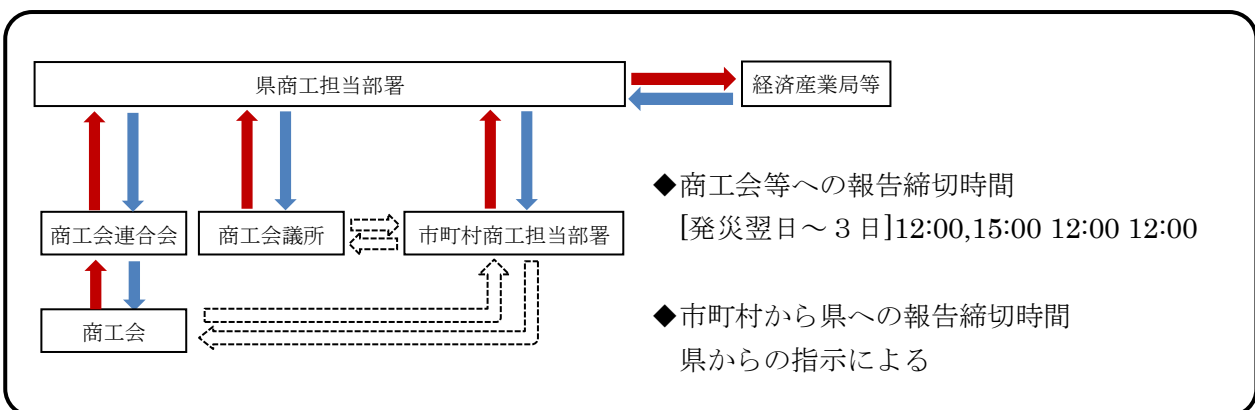
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、うきは市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メール又はFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式1  
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：〈メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp〉】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

記入 順	被害箇所				被害状況		区分 (業務の停止の有無等)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、かかる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
1	○○市○○町○○番地	—	株式会社○○	製造業	約10万円	工場内が浸水。生産機などが利用できない状況。	業務一時的停止に該当 しない
2	△△市△△区△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	業務一時的停止に該当 する
3							
4							
5							

※前記までに記載済みの箇所は削除せずに、副都庁を記載していただく。 ※明細が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※数に制限がある場合は、その後の調査で被害状況等の修正や追加が可能な場合は、併せて御報告をお願いします。

#### ＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、うきは市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

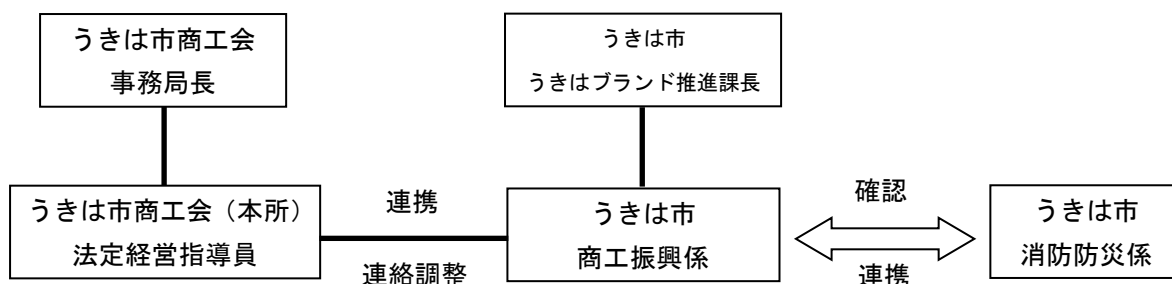
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 出利葉 和彦(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(年間1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

うきは市商工会 総務課

〒839-1401 福岡県うきは市浮羽町朝田 582-1

TEL: 0943-77-2239 FAX: 0943-77-7509

E-mail: ukihashi@shokokai.ne.jp

②関係市町村

うきは市 うきはブランド推進課 商工振興係

〒839-1401 福岡県うきは市浮羽町朝田 582-1

TEL: 0943-76-9095 E-mail: shoko@city.ukiha.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、うきは市補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。